

犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務委託契約書（案）

福岡県（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

- ・ 犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額円）とする。

（契約保証金）

第4条 この契約に伴う受託者の契約保証金は、福岡県財務規則第170条により減免できるほかこれを徴する。

（業務の処理方法）

第5条 受託者は、業務を委託者が別に定める仕様書（別添）及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

（権利義務の譲渡等）

第7条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、中小企業等が債権のうち売掛債権を本邦内に本店又は支店を有する金融機関及び信用保証協会に対し譲渡する等特段の理由がある場合について書面による委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 委託者は、受託者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受託者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を委託者に提出しなければならない。

（実地調査等）

第8条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の実施状況、その他必要な事項について報

告を求め、又は実地に調査することができる。

(報告書の提出)

第9条 受託者は、業務を完了したときは、直ちに業務の成果に関する報告書（以下「報告書」という。）を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、報告書を受領したときは、定められた期日までに当該業務の成果について検査を行う。

3 受託者は、業務の成果が検査に合格しなかったときは、委託者の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。この場合において、前条及び前項の規定を準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項の補正に要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 受託者は、委託者から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、適法な請求書により委託料の支払を委託者に請求する。

2 委託者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(危険負担)

第11条 履行完了前に成果物に滅失又は損害が生じた場合は、委託者の責めに帰すべき場合を除き、その復旧に要する費用は受託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 委託者は、受託者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、委託者が必要と認める方法により修補又は履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け

る見込みがないことが明らかであるとき。

4 委託者は、受託者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 委託者は、履行完了時から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託料の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(仕様変更)

第13条 委託者は、業務に関連する法令の改正等にもとない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受託者と協議の上、仕様書を変更することができる。

2 前項の場合において、委託料の変更額は、委託者と受託者が協議して定める。

(委託者の催告による解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

(2) 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

(3) 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。

(4) 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

(5) 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 前項各号に定めるもののほか、受託者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込

みが明らかでないとき。

- (2) 受託者の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。
- (3) 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第 20 条又は第 21 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 第 7 条第 1 項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第 7 条第 3 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (10) 受託者が委託者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

3 委託者は、この契約に関して受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条の規定に違反する行為(受託者を構成事業者とする事業者団体の同法第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったものとして同法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受託者に独占禁止法違反があったとして同法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受託者又は受託者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(違約金)

第 16 条 前二条の規定により、委託者がこの契約を解除したときは、受託者は違約金として、委託料の 100 分の 10 に相当する金額を委託者に支払わなければならない。この場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

2 前項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、第 1 項に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75

号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(損害賠償)

第17条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

3 第1項の場合において、受託者は、第15条第3項の規定により委託者が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、委託料の100分の20に相当する金額を賠償金として委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、委託者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、委託者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(暴力団排除)

第18条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。

(2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第14条、第15条及び前条の各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第14条、第15条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第20条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であつて、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受託者の催告によらない解除権)

第21条 受託者は、第13条の規定による仕様変更により委託料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であつて、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条第1項又は前条第1項に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(秘密の保持)

第23条 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(保有個人情報の保護)

第24条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第25条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(遅滞損害金)

第26条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは、受託者は遅延日

数に応じ、委託料に契約締結時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率に準じた率を乗じた額を遅滞損害金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない

なお、年の日数は閏年の日を含む期間については、365日で換算する。

2 前項の規定により計算した遅滞損害金の額が100円未満であるときは、遅滞損害金を支払うことを要しないものとする。

（紛争の解決）

第27条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

（補則）

第28条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによる。

（協議）

第29条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

受託者

別記

保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、委託者が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第2 受託者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 受託者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

(作業場所等の特定)

第3 受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(持出しの禁止)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、委託者から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているも

のを含む。以下「記録媒体」という。)を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体(以下「保有個人情報等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 受託者は、委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 受託者は、委託者から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 受託者は、上記のほか、委託者から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置

二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定(台数管理、盗難防止措置を含む。)、バックアップ記録の作成 ほか

三 不正アクセス防止プログラム等の導入(最新化)をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保

四 その他部外者、第三者による閲覧(窃取)防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 受託者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 受託者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、委託者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第14 受託者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて委託者に報告し、委託者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 受託者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、委託者に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 受託者は、第1項の事案が発生した場合であって、委託者から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、委託者の指示に従うこと。

(調査)

第15 委託者は、受託者に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

第16 委託者は、必要に応じ、受託者に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 受託者は、委託者から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、委託者に報告するものとする。

(運搬)

第18 受託者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 委託者は、受託者が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

誓 約 書 (案)

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務委託契約書第18条（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜犯罪への加担防止、被害防止を目的とした動画作成等の業務委託契約書抜粋（暴力団排除条項）＞

第18条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

【入札書作成時の注意事項】

1 入札書の日付について

入札書に記載する日付は、**入札書提出日**を記載してください。

開札日を記載された場合、無効となりますのでご注意ください。

2 入札金額と契約金額

○ 入札金額

入札金額は、**消費税抜きの金額**です。

※ 契約金額は、**消費税込みの金額**となります。

入札及び開札参加心得書

入札及び開札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び係員が説明する諸事項をいうものであること。
- 3 入札に関する事項について、不明の点、疑問の点その他理解できない点があった場合は、入札書の提出前に係員に問い合わせること。
- 4 入札金額の記載
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、金額はアラビア数字にて記載すること。
- 5 入札者（代表者）以外の者（代理人）が入札を行う場合は、委任状を提出すること。
- 6 提出した入札書は、書換え、撤回は一切出来ないため、誤算や違算又は見込み違い等がないように十分注意すること。
- 7 入札書の記載要領については、「入札書作成時の注意事項」及び「入札書記載例」を参考とすること。
- 8 開札の立会い及び再度の入札について、入札者（代表者）以外の者（代理人）が行う場合は、必ず委任状を係員に提出し、その確認を受けること。（ただし、5の代理人と同一の場合は、再度の提出の必要はない。）
- 9 開札中は、静粛に立ち会うこと。
- 10 入札は、第1回目で予定価格を下回る入札がない場合は、直ちにその場で再度の入札を行う。
このとき第2回目の入札に参加する意志のないときは、入札書に「辞退」の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり、不正な行為が行われたと認められる事実が判明した場合は、直ちに退場を命ずることがあること。又は、入札を中止することがあること。
- 12 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする（落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。）が、契約の確定は契約書に双方が記名押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続を進めることについて協力すること。
- 14 入札書は、県の定める様式によるものとし、入札書は、あらかじめ用意しておくこと。
- 15 入札参加者は人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- 16 その他入札及び開札参加にあたっての心得については、入札説明書を遵守すること。

入札保証金等についての
お願い

- 入札における、入札保証金等の納付方法の選択については、
- 1 入札保証金(現金)又は銀行等が保証する小切手を納付する。
 - 2 入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する。
 - 3 過去2年以内に履行した同種の契約の2件以上の履行証明を提出する。
(福岡県警察本部発注の契約を履行証明とする場合は、契約書の写しを提出する。)
- 以上3通りのうちいずれかが必要になります。

入札に先立ちまして、貴社が上記3通りのうちいずれかの方法を選択されるのか
事前に確認をさせていただきたいと思いますので、入札書提出の前日までに、
必ずご連絡下さい。

注、入札保証金等の納付方法の選択にあつては、

別添「入札保証金及び契約保証金について」をよく確認して下さい。

連絡先 福岡県警察本部会計課
出納係 吉田
TEL 092-641-4141(内線 2244)

入札保証金及び契約保証金について

1

入札保証金

見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(1) 「入札保証金」、「これに代わる担保」について

ア 「入札保証金」とは、現金である。

イ 「これに代わる担保」とは、銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手である。

※ 注意 入札保証金を「小切手」で納付した業者が、落札者となった場合、呈示期間の関係から取引店（福岡銀行県庁内支店）において現金化することとなる。この場合、小切手を振り出した金融機関が取引店以外の場合には、現金化に手数料を要することがある。この場合の手数料は、納付業者の負担となる。

(2) 入札保証金の金額について

入札保証金の額、小切手の額面金額は、見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の額とする。
※

（例）入札金額が、12,345円（税抜き）の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、入札保証金の額、小切手の額面金額は、679円以上の額となる。
※

○計算式

12,345円（入札金額） × 1.1 = 13,579円（見積金額）

13,579円（見積金額） × 5 / 100 = 678.95円

(3) 納付について

「入札保証金」又は「小切手」にあつては、入札書と共に持参し納付すること。

なお、納付の際は、必ず、保証金等納付書（様式1）及び保管証書（様式2）を提出すること。

(4) 「入札保証金」、「小切手」の返還について

ア 落札業者にあつては、契約締結後の返還になります。

ただし、落札業者にあつては、契約保証金に充当することができます。

イ 落札業者以外の業者にあつては、開札日以降の返還になります。

ウ 返還請求の際は、保証金等払戻請求書（様式3）及び保管証書を提出すること。

なお、保管証書裏面の領収書欄（様式4）には、住所、会社名、代表者氏名、代表者印及び収入印紙（200円）が必要となります。

落札者以外の業者にあつては、保管証書のみ提出。保管証書裏面の記載は上記のとおり。

2 入札保証金の納付が免除される場合

(1) 入札保証保険契約

県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込みの金額）の100分の5以上を保証金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。 ※

ア 保証金額について

入札保証保険契約の保証金額は、見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の額とする。

（例）入札金額が、12,345円の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、保証金額は、679円以上の額となる。 ※

○計算式

12,345円（入札金額） × 1.1 = 13,579円（見積金額）

13,579円（見積金額） × 5 / 100 = 678.95円

イ 入札保証保険契約における注意事項について

○ 被保険者

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県知事 服部 誠太郎

○ 保険期間

入札の日（入札の日以前の日付でもよい。）から
契約締結の日（契約締結の日以降の日付でもよい。）まで

○ 契約名

○○○業務委託

○ 入札場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室

○ 履行又は納入場所

「福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所」とする。

エ 証書の提出について

入札保証保険証書にあっては、入札書と共に持参し提出すること。

なお、証書は、原本提出とし、証書の返還は致しません。

(2) 履行証明書

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・ 官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可（都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- ・ 民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・ 「同種」とは、入札説明書に示した入札参加資格大分類に該当する委託契約とする。

イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、上記2(2)アで示す契約の契約金額が見積金額（税込みの金額）の100分の20より高い金額であるもの。

※

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の1年分に相当する金額が当該入札に係る見積金額（税込みの金額）の1年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

（例）入札書記載金額が、10,000円の場合、見積金額は、11,000円となる。

下記計算式により、同規模契約の契約金額は、2,200円より高い額となる。

※

○計算式

10,000円（入札金額） × 1.1 = 11,000円（見積金額）

11,000円（見積金額） × 20 / 100 = 2,200円

ウ 履行証明書の様式について

履行証明書の様式は、別紙1を参考とすること。

エ 履行証明書の記載要領について

履行証明書の記載要領は、別紙2を参考とすること。

オ 履行証明書の提出について

履行証明書にあつては、入札書と共に持参し提出すること。

なお、証明書は、原本提出とし、証明書の返還は致しません。

カ 警察本部発注の契約を履行証明とする場合

契約書の写しを、入札書と共に持参し提出すること。

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一でなければなりません。例えば、入札者が〇〇株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。

落札業者について

3

契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(1) 「契約保証金」、「これに代わる担保」について

ア 「契約保証金」とは、現金である。

イ 「これに代わる担保」とは、銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手である。

(2) 金額について

契約保証金の額、小切手の額面金額は、契約金額（税込みの金額）の100分の10以上の額とする。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、契約保証金の額、小切手の額面金額は、1,358円以上の額となる。

○計算式

12,345円（入札金額） × 1.1 = 13,579円（契約金額）

13,579円（契約金額） × 10 / 100 = 1,357.9円

(3) 「契約保証金」及び「小切手」の返還について

契約期間終了後となる。

4 契約保証金の納付が免除される場合

(1) 履行保証保険契約

県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保証金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。
※

ア 保証金額について

履行保証保険契約の保証金額は、契約金額（税込みの金額）の100分の10以上の額とする。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、保証金額は、1,358円以上の額となる。

○計算式

$$12,345 \text{ 円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{ 円 (契約金額)}$$

$$13,579 \text{ 円 (契約金額)} \times 10 / 100 = \underline{\underline{1,357.9 \text{ 円}}}$$

(2) 履行証明書

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・ 官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可（都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- ・ 民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・ 「同種」とは、入札説明書に示した入札参加資格大分類に該当する委託契約とする。

イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、上記2(2)アで示す契約の契約金額が見積金額（税込みの金額）の100分の20より高い金額であるもの。

※

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の1年分に相当する金額が当該入札に係る見積金額（税込みの金額）の1年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

（例）入札書記載金額が、10,000円の場合、契約金額は、11,000円となる。

下記計算式により、同規模契約の契約金額は、2,200円より高い額となる。

○計算式

$$10,000 \text{ 円 (入札金額)} \times 1.1 = 11,000 \text{ 円 (契約金額)}$$

$$11,000 \text{ 円 (契約金額)} \times 20 / 100 = \underline{\underline{2,200 \text{ 円}}}$$

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一でなければなりません。例えば、入札者が〇〇株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。

保証金等納付書

No.

福岡県知事（財務担当所長） 殿

金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、

上記のとおり納付します。（有価証券は、下記内訳のとおり）

年 月 日

住所

氏名

(記名押印又は署名) 記

証 券 の 銘 柄	記 号 番 号	額 面	枚 数	附 属 利 札

入札保証金

保管されたい			年 月 日			課長
係 員						

保管してよい			年 月 日			係 員					出納員
--------	--	--	-------	--	--	-----	--	--	--	--	-----

入札保証金を保管した

年 月 日

出納員

入札保証金を払戻されたい

年 月 日

課長

摘要

ここの決裁欄は、入札保証金についてのみ使用すること。

備考 No. 欄は年間通し番号とすること。

(表)

No.

保 管 証 書

金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし.....

(有価証券は下記内訳のとおり)

住所.....

氏名.....殿.....

記

証 券 の 銘 柄	記 号 番 号	額 面	枚 数	附 属 利 札

上記のとおり保管しました。

年 月 日

福岡県

出納員.....

職印

- 1 この保管証書は大切に保管してください。
- 2 払戻しを受けようとするときは、保証金等払戻請求書に添付して提出してください。

様式 4

(裏)

収
入
印
紙

領 収 書

保証金(担保金)として納付した表面保管証書の
金額(現金・有価証券)の払戻しを受けました。

年 月 日

住所.....

氏名
(記名押印又は署名)

支 払 方 法	支 払 年 月 日	番 号	摘 要
口 座 振 替 隔 地 払	年 月 日		

保管証書
No.

保証金等払戻請求書

福岡県知事（財務担当所長）殿

課（財務担当所）名（ ）

金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、

上記のとおり払い戻してください。（有価証券は下記内訳のとおり）

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

（記名押印又は署名）

記

証券の銘柄	記号番号	額	面	枚数	附属利札

摘要

契約履行証明書

契 約 年 月 日	契 約 金 額	契 約 品 目	契 約 期 間	契 約 履行(完了) 年 月 日	そ の 他 必 要 事 項
			～		
			～		

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契 約 者 住 所

商号及び営業所

代 表 者 名

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証 明 者 名

印

※契約金額(見積金額×110/100)
の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

契約履行証明書

契 約 年 月 日	契 約 金 額	契 約 品 目	契 約 期 間	契 約 履行(完了) 年 月 日	そ の 他 必 要 事 項
H27.4.1	1,234,567	〇〇〇委託	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.3.31	
			～		

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契 約 者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

商号及び営業所 〇〇〇株式会社

代 表 者 名 代表取締役 〇〇 〇〇

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

平成 29 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 △丁目△番△号
証 明 者 名 AA市長 〇〇 〇〇

印

委託者又は委託者から証明の権限を
委任された者の氏名及び押印

※契約金額(見積金額×110/100)
の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

契約履行証明書

契 約 年 月 日	契 約 金 額	契 約 品 目	契 約 期 間	契 約 履 行 (完 了) 年 月 日	そ の 他 必 要 事 項
H27.4.1	1,234,567	〇〇〇委託	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.3.31	
H28.4.1	2,345,678	〇〇〇委託	H28.4.1 ～ H28.10.31	H28.10.31	

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契 約 者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

商号及び営業所 〇〇〇株式会社

代 表 者 名 代表取締役 〇〇 〇〇

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

平成 29 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 △丁目△番△号
証 明 者 名 BB市長 〇〇 〇〇

印

委託者又は委託者から証明の権限を
委任された者の氏名及び押印